

船橋市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成15年度から平成25年度包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

平成28年1月4日

船橋市監査委員	中	村	章
同	齋	藤	弘之
同	鈴	木	いくお
同	神	田	廣栄

年度 管理 番号	頁	監査対象	区分	報告書記載事項	措置状況
93	128	西浦下水処理場(下水道施設課)	監査結果	工作物台帳は平成16年度の外部監査の指摘により作成されるようになったが、取得価格が未記入となっているため、記入整備されたい。	平成26年10月に記入済み。
122	156	道路管理課	監査結果	(道路照明の修繕業務を分析した結果、施行年度の翌年度に支払を行っている事例・完了報告の日付が不明である事例・修繕作業の日付以前の日付で請求日が記載されている事例・すべて日付欄がないか、または、日付が記載されていないか、写真そのものがない事例・写真表紙依頼日・完工日が請求日の後となっている事例・請求書の提出が作業完了後、約4カ月の遅れとなっている事例等があったことから、次のような見直しを提案したい。) 作業完了報告に対する検査に際して、検査員は作業の履行状況を抜き打ち的に確認することも検討されたい。	平成27年4月より、作業における抜き打ち検査を実施して、作業の履行状況を確認している。
146	184	街路課	監査結果	道路境界標は個々に識別できる番号等は付されておらず、現在保有している道路境界標が、それぞれいつ納入されたかについて分からない状況である。現状では、道路境界標の納入業者が発行する納品書に記載されている数量が、実際に保管場所に納入されたことを確かめることは困難であり、現実にもそのような確認は行われていない。同じ道路境界標の納品について2回納品書が発行されるなどの誤りが発生しないように、納入業者からの納品書記載の内容が、現実に納入されたことを街路課担当者が確認する手段を講じることが望ましい。	原材料受払簿を作成し記帳を行っている。